

## ○石川県警察教養に関する訓令

平成13年8月10日

石川県警察本部訓令第11号

改正 平成16年12月27日警察本部訓令第21号  
平成17年3月18日警察本部訓令第13号  
平成18年1月26日警察本部訓令第2号  
平成19年3月7日警察本部訓令第4号  
平成22年4月28日警察本部訓令第7号  
平成30年3月20日警察本部訓令第8号

石川県警察教養に関する訓令を次のように定める。

石川県警察教養に関する訓令

石川県警察教養に関する訓令(平成5年石川県警察本部訓令第12号)の全部を改正する。

目次

第1章 総則(第1条―第5条)

第2章 学校教養

第1節 通則(第6条―第10条)

第2節 採用時教養(第11条)

第3節 その他の学校教養(第12条・第13条)

第3章 職場教養

第1節 通則(第14条―第20条)

第2節 個人指導等(第21条・第22条)

第3節 術科教養(第23条)

第4章 雑則(第24条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この訓令は、石川県警察教養に関する規則(昭和47年石川県公安委員会規則第11号)に基づき、職員(石川県警察の処務に関する訓令(昭和47年石川県警察本部訓令第3号。以下「処務訓令」という。)第2条に規定する職員をいう。以下同じ。)に対する教養の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令における用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 「学校教養」とは、石川県警察学校(以下「警察学校」という。)における警察教養をいう。

(2) 「職場教養」とは、職場における警察教養をいう。

(警察教養の実施)

第3条 警察教養は、学校教養及び職場教養のそれぞれの特性を生かし、かつ、両者を適切に関連付け、全体として計画的に実施するものとする。

(石川県警察教養推進委員会)

第4条 警察教養の効果的かつ効率的な推進を図るため、石川県警察本部（以下「本部」という。）に石川県警察教養推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 この訓令に定めるもののほか、委員会の任務、構成その他必要な事項は、別に定める。  
（職員の心構え）

第5条 職員は、警察教養を通じて、職務に係る倫理を保持し、及び適正に職務を遂行する能力を養うとともに、常に自己啓発に努めなければならない。

## 第2章 学校教養

### 第1節 通則

（学校教養実施上の留意事項）

第6条 学校教養は、社会の情勢変化を常に視野に入れ、職務に直結した内容にしなければならない。

2 学校教養の実施に当たっては、効果的かつ効率的な教養訓練を行うために、資質及び能力に優れた者を教官に任用するとともに、各課程の教授内容に応じ、学識経験者、司法関係者その他部外有識者を講師として招へいするものとする。

3 学校教養においては、視聴覚教材その他の教材を活用し、実際の事例又は想定事例に関する討論その他の方法による演習を行うなど効果的かつ効率的な方法により教育訓練を行わなければならない。

（教養実施計画の策定）

第7条 学校教養（採用時教養における職場実習及び実戦実習を含む。以下同じ。）の毎年度の課程、教授科目、実施期間、入校人員その他教養の実施に必要な事項は、委員会の審議を経て石川県警察本部長（以下「本部長」という。）がこれを定める。

（教授科目）

第8条 警察学校においては、警察教養細則（平成13年警察庁訓令第4号）第15条に規定する教授科目のほか、必要と認める事項について教育訓練を行うものとする。

（入校者の選考）

第9条 警察学校への入校者（初任科及び初任補修科の入校者を除く。）は、所属長が推薦した者について、警務部長の承認を得て、これを決定する。

2 警察大学校、特別捜査幹部研修所、国際警察センター及び管区警察学校への入校者の推薦は、所属長の意見を聞いて本部長が行う。

（警察学校の運営）

第10条 警察学校の運営については、石川県警察学校運営に関する訓令（平成5年石川県警察本部訓令第15号）に定める。

### 第2節 採用時教養

（教養種別等）

第11条 採用時教養は、次の各号に掲げる種別によりこれを行うものとする。

(1) 初任教養

新たに採用された巡査の階級にある警察官に対し、警察学校において行う基礎的教育訓練

(2) 職場実習

- 初任教養を修了した巡査の階級にある警察官に対し、警察署において行う教養
- (3) 初任補修教養  
職場実習を修了した巡査の階級にある警察官に対し、警察学校において行う基礎的  
教育訓練
- (4) 実戦実習  
初任補修教養を修了した巡査の階級にある警察官に対し、警察署において行う教養
- 2 採用時教養の期間、方法等については、これを別に定める。
- 3 採用時教養修了のための条件については、これを別に定める。  
(教養課程等)

第12条 採用時教養以外の学校教養は、次の各号に掲げる課程によりこれを行うものとする。

- (1) 巡査部長任用科  
巡査部長に昇任し、又は昇任が予定されている警察官（中部管区警察学校における巡査部長任用科の課程を履修する者を除く。）に対し、警察署の主任として必要な知識及び技能を修得させるために行う教育訓練
- (2) 警部補任用科  
警部補に昇任し、又は昇任が予定されている警察官（中部管区警察学校における警部補任用科の課程を履修する者を除く。）に対し、警察署の係長として必要な知識及び技能を修得させるために行う教育訓練
- (3) 部門別任用科  
各部門に新たに任用される見込みの巡査部長又は巡査に対して必要な基礎的な知識及び技能を修得させるために行う教育訓令
- (4) 専科  
警部補以下の階級にある警察官又は警部補相当職以下の職にある一般職員（以下「一般職員」という。）に対し、特定の分野に関する専門的な知識及び技能を修得させるために行う教育訓令
- 2 前項における各課程の教養期間、方法等については、別に定める。  
(一般職員の学校教養)

第13条 一般職員に対し、第11条及び第12条の規定に定める内容に準じて学校教養を行う。

- 2 前項における学校教養の種別、方法その他必要な事項については、これを別に定める。

### 第3章 職場教養

#### 第1節 通則

(所属長の教養責任)

第14条 所属長（処務訓令第2条に規定する所属長をいう。以下同じ。）は、所属職員の職務を適正に遂行するための能力を向上させるため、業務の内容及び職場の状況に応じ、職場教養を適切かつ効果的に行わなければならない。

(職場教養の方法)

第15条 職場教養は、職場における個人指導のほか会議、講習、小集団活動、実務研修、術科訓練、巡回指導、資料配付、委託その他適切な方法によりこれを行うものとする。

2 本部の所属長は、所管事務に関する職場教養が適切かつ効果的に行われるよう務めるほか、所属職員に対し適切かつ効果的に職場教養を行わなければならない。

3 警察署長は、随時、教養訓練日を設けるなどして、所属職員に対し適切かつ効果的に職場教養を行わなければならない。

(教養責任者)

第16条 所属における職場教養の効率的な推進を図り、関係所属との連絡調整を行うために所属に教養責任者を置く。

2 教養責任者は、所属の次席、副隊長、副校長又は副署長の職にある者を充てるものとする。

3 所属長は、必要により、教養責任者の補助者を指定することができる。

(教養重点等の策定)

第17条 職場教養における翌年の教養重点については、委員会の審議を経て本部長がこれを定めるものとする。

2 警務部長は、翌年の月別職場教養実施計画について、各部総務担当課長から報告された職場教養計画を取りまとめ、これを定めるものとする。

(人材育成課長への通知)

第18条 本部の所属長は、所管事務に関し、他の所属職員に対して講習、研究会、実務研修、巡回指導その他の方法で集合教養等を行う場合は、事前に警務部人材育成課長（以下「人材育成課長」という。）へ実施する旨の通知を行うものとする。この場合において、所属長が必要と認めるときは、人材育成課長に合議するものとする。

(教養事務の連絡研究)

第19条 人材育成課長は、必要に応じて教養責任者、補助者又は教養関係の係員を集め、教養事務の刷新改善の研究及び連絡調整を図り、教養全般の実効を上げるように努めなければならない。

(職場教養実施簿)

第20条 所属長は、職場教養（個人指導を除く。次項において同じ。）を実施した都度、職場教養実施簿にその状況を記載しておかななければならない。

2 所属長は、前月中に実施した職場教養の結果を職場教養実施簿により本部長に報告しなければならない。ただし、教養実施上、特に参考となる事項については、その都度報告するものとする。

3 職場教養実施簿の様式等については、これを別に定める。

## 第2節 個人指導等

(個人指導)

第21条 上司（上級の地位にある者をいう。）は、日常の職務を通じ、部下職員の実務能力の向上を図るために、当該職員的能力、特性に応じ個別に指導し、教育訓練を行わなければならない。

(実務能力の向上)

第22条 職員は、職務上必要な実務能力の向上を図るため、常に自己研さんに励むとともに、相当する職務能力を高めるため、語学その他技能の習得に努めなければならない。

### 第3節 術科教養

#### (術科教養の推進)

第23条 職員は、術科の集合訓練に積極的に参加することにより、体力の維持及び向上を図るとともに、術科の技能の修得に努めなければならない。

2 術科教養の種別、方法その他必要な事項については、別に定める。

### 第4節 雑則

#### (教養カード)

第24条 所属長は、所属職員全員について教養カードを作成、保管し、各種教養実施計画の策定、各級警察学校の入校者の推薦その他教養実施の基礎資料として活用しなければならない。

2 教養カードの様式、管理等については、これを別に定める。

#### 附 則

この訓令は、平成13年8月10日から施行する。

附 則 (平成16年12月27日警察本部訓令第21号)

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月18日警察本部訓令第13号)

この訓令は、平成17年3月18日から施行する。

附 則 (平成18年1月26日警察本部訓令第2号)

この訓令は、平成18年1月26日から施行する。

附 則 (平成19年3月7日警察本部訓令第4号)

この訓令は、平成19年3月7日から施行する。

附 則 (平成22年4月28日警察本部訓令第7号)

この訓令は、平成22年4月28日から施行する。

附 則 (平成30年3月20日警察本部訓令第8号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。